

令和 2 年度

太田川原野谷川治水水防組合  
定期監査結果報告書

太田川原野谷川治水水防組合  
監査委員

## 1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

## 2 監査の対象

太田川原野谷川治水水防組合における令和2年11月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

## 3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

## 4 監査の主な実施内容

太田川原野谷川治水水防組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局次長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

## 5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市監査委員事務局

(2) 実施日 令和3年1月12日

## 6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

## 7 監査所見

本組合における活動は、水位情報の的確な把握及び确实かつ効率的な伝達体制の確保が重要であり、大雨や台風の襲来が頻発している中、その重要度は増す一方である。

引き続き、管内市町の水防関係機関と連携し、河川改良事業の促進や事業支援について国及び県に強く要望されたい。

また、迅速かつ的確な情報伝達に努めるとともに、新型コロナウイルスのリスクを避け、実現可能な水防活動に取り組まされたい。